#### 6 森推第 702 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を新規指定します。 令和 6 年 10 月 29 日

長野県知事 阿 部 守 一

# 1 尾玉町鳥獣保護区

#### (1) 区域

主要地方道諏訪白樺湖小諸線と唐沢川との交点を起点とし、同点から同川を東進し、諏訪市民有林 81 林班「と」小班との接点に至り、同点から同林班「と」小班と「ち」小班界を東南進し、同 82 林班との接点に至り、同点から同 81 林班と 82 林班界を東進し、同 82 林班「は」小班との接点に至り、同点から同 82 林班「ろ」小班と「は」小班界を南進し、同 82 林班「ほ」小班との接点に至り、同点から同 82 林班「に」小班と「ほ」小班界を南西進し、同 82 林班「へ」小班との接点に至り、同点から同 82 林班「ほ」小班と「へ」小班界を東進し、同 96 林班との接点に至り、同点から同 82 林班と 96 林班界を南進し、藤森鉄平石福沢山採石場との接点に至り、同点から同採石場と民有林界を南進し、福沢川との交点に至り、同点から同川を西進し、主要地方道諏訪白樺湖小諸線との交点に至り、同点から同地方道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約 139 ヘクタール)

## (2) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

### (3) 保護に関する指針

鳥獣保護管理員等による定期的巡視を実施し、生息環境の保全及び鳥 獣の生息に著しい影響のないよう管理を行う。

また、農林業被害を与える野生鳥獣については、区域内の尾玉町区と 十分な事前調整を行った上で、必要に応じ有害鳥獣捕獲により適度な生 息密度の維持管理を図ることとする。

森林づくり推進課 鳥獣対策係